福井県立職業能力開発校条例(平成五年福井県条例第四号)福井県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例新旧対照表

次に掲げる業務を行う。 2 福井県福井人材開発センターおよび福井県敦賀人材開発センターは、9門学院は、法に規定する職業能力開発校の業務を行う。第四条 福井県立福井産業技術専門学院および福井県立敦賀産業技術専 (業務)	2 福井県福井人材開発センターは福井市に、福井県敦賀人材開発センター 福井県立福井産業技術専門学院 福井県福井人材開発センター 福井県立福井産業技術専門学院 福井県福井人材開発センター 福井県立福井産業技術専門学院 福井県福井人材開発センター 福井県市に、福井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市市に、石井県市田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	福井県立敦賀産業技術専門学院 敦賀市 福井県立福井産業技術専門学院 福井市 名称 位置 位置 公職業能力開発校の名称および位置は、次のとおりとする。	。)において使用する用語の例による。 進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という第一条の二 この条例において使用する用語は、法および職業能力開発促(定義)	業訓練の実施に関する基準について必要な事項を定めるものとする。下「職業能力開発校」という。)の名称、位置および業務等ならびに職以下「法」という。)の規定に基づき、県が設置する職業能力開発校(以第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。原(趣旨)	改正案
次に掲げる業務を行う。 2 福井県福井人材開発センターおよび福井県敦賀人材開発センターは、門学院は、法に規定する職業能力開発校の業務を行う。第四条 福井県立福井産業技術専門学院および福井県立敦賀産業技術専(業務)	(人材開発センターの設置) (人材開発センターの設置)	福井県立敦賀産業技術専門学院 敦賀市 福井県立福井産業技術専門学院 福井市 名称 位置 位置 とする。第二条 職業能力開発校の名称および位置は、次のとおりとする。		定めるものとする。	現行

前二号に掲げるもののほか、職業訓練および技能検定の振興に必要技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第五条 練は、 ものとする。 主として知識を習得するために行われる職業訓練で規則で定める 法第十五条の六第一 項ただし書に規定する条例で定める職業訓

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第六条 者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。 法第十五条の六第三項に規定する条例で定める職業訓練は

(職業訓練の基準)

第七条 める。 該訓練課程ごとの教科、 法第十九条第一項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、 訓練時間、 設備その他の事項について規則で定 当

(無料とする職業訓練)

第八条 開発校の行う普通職業訓練とする。 法第二十三条第 項第三号の条例で定める職業訓練は 職業能 力

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府 県知事の免許を受けた者または省令第四十八条の三各号のいずれかに 令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限 該当する者 において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、 (職業訓練指導員免許を受けた者および職業訓練指導員試験

練に対する施設

お ょ

一 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供

三前二号に掲げるもののほか、 な業務 職業訓練および技能検定の振興に必

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。附別	必要な事項は、規則で定める。 第十条 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営等について(規則への委任)	改正案
	要な事項は、規則で定める。第五条 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営について必(規則への委任)	現行